

代表取締役候補者 公募実施要領

大阪外環状鉄道株式会社

代表取締役候補者を以下の通り募集します。

1 法人概要

大阪外環状鉄道株式会社（以下、「当社」という。）は、城東貨物線を複線・電化して新大阪から久宝寺に至る20.3kmの旅客線を整備するため、大阪府、大阪市、東大阪市、吹田市、八尾市及びJR西日本等の出資により、平成8年に設立されました。平成11年に工事施行認可を取得し、平成20年の放出～久宝寺間の部分開業を経て、平成31年3月16日に新大阪～久宝寺間の全線が開業し、令和5年3月18日に大阪駅（うめきたエリア）に乗り入れました。

本路線の整備により、大阪東部地域において都心から放射状に拡がるJR、私鉄、地下鉄の各路線とのネットワークが形成され、大阪市外縁部における鉄道の利便性が飛躍的に向上し、都心ターミナルの混雑緩和に寄与するとともに、国土軸への接続点となる新大阪へのアクセス強化に寄与しています。

現在、当社は、施設を保有する第3種鉄道事業者として、鉄道運行を担う第2種鉄道事業者（JR西日本）と連携して、鉄道施設・設備の安全管理を行うとともに、借入金の返済、高架下貸付収入、コスト縮減等での経営基盤の強化をミッションとしています。

【事業概要（当社定款より）】

- ・鉄道事業法に基づく鉄道事業
- ・鉄道事業法に基づく鉄道施設の貸付及び譲渡
- ・不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- ・土木、建築の設計及び施工
- ・鉄道事業の経営に関する調査、計画、研究の受託
- ・スポーツ施設、展示場、集会所、駐輪場及び駐車場の経営
- ・損害保険代理業
- ・前各号の事業に附帯又は関連する一切の事業

事業計画・決算報告等は当社ホームページをご覧ください。

<http://www.osr.co.jp/index.html>

（事業計画 <http://www.osr.co.jp/notification/notifiindex.html>）

2 募集内容

代表取締役候補者1名を募集します。

（1）主な職務内容

当社を代表し、目標達成に向け業務を積極的に執行するとともに、株主総会や取締役会の招集や議事運営を行う。

（2）求める知識・経験等

- ① 企業組織の長として、経営感覚やマネジメント能力に優れ、意思疎通力、決断力、リーダーシップ力を有する者
- ② 資産の活用を含めた都市交通インフラに関する知識又は経験と、情勢の変化に対応できる柔軟な思考を有する者

(3) 応募資格

次のすべての要件を満たす者とします。

- ① 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第6条に定める欠格事由に該当しないもの
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第331条に定める欠格事由に該当しないもの
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力していない、又は関与していない者

3 任期等

1期2年（令和8年6月の定時株主総会から令和10年6月の定時株主総会終結の時まで）
なお代表取締役は、株主総会で取締役に選任された後、取締役会の決議を経て決定されます。

4 申込方法等

(1) 申込書等の配布

- ・この実施要領（申込書等を含む）は当社ホームページからダウンロードすることができます。
- ・郵送を希望する場合は、返信用として郵便番号、あて先、氏名を明記し、140円分の切手を貼付した角型2号封筒（縦33cm×横24cm）を同封して、当社総務課あて申し込んでください。

(2) 申込方法

応募希望者は、次の書類を当社総務課まで郵送にて提出してください（書留郵便又はレターパックに限る）。封筒の表に、「代表取締役応募書類在中」と朱書すること。なお、提出された書類は返却しません。

・応募申込書（別紙様式参照）

- ① 氏名を自署の上、押印すること
- ② 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3.2cm）を貼付すること
- ③ 学歴は高等学校終了時から年代順に記入すること
- ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること

・課題レポート（参考様式参照、A4縦長、横書き）

「当社の今後の役割並びに課題とその対応方針」というテーマで、2000字以内で作成してください。書式は、参考様式を用いるほか、パソコン・コンピューター等により作成、又は、原稿用紙を使用してもかまいません。

・氏名を自署の上、押印した「監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項」（大阪市制定）に係る同意書

※提出書類は、日本語で記載してください。

(3) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月6日（金）必着

5 選考方法及び選考結果の通知

当社において選考委員会を設置し、選考委員による審査を行います。

提供した情報について、意見や見解を、選考の際に聴取する場合があります。

(1) 一次選考

応募申込書、課題レポートにより審査します。

(2) 二次選考

一次選考の結果、必要に応じて面接審査を行います。

面接審査は令和8年3月を予定しています。詳細な日程等は、面接審査対象者に別途通知します。なお、面接に必要な交通費については、各自でご負担願います。

(3) 選考結果の通知

郵送により通知します。

6 勤務条件

(1) 勤務場所：大阪市中央区今橋2丁目3番21号（藤浪ビル7階）

(2) 勤務時間：原則として9時00分から17時30分まで

（役員につき勤務時間等の定めはありませんが、基本的に社員に準じます）

(3) 休日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日（昭和23年法律第178号）

並びに、12月29日から翌年の1月3日までの日

7 報酬

(1) 年間報酬額 905万円

「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」（平成18年3月28日大阪府条例第71号）に基づく経営評価の結果や報酬基準額の見直し等により増減する場合があります。

(2) 交通費は別途支給します。（上限55,000円／月）

(3) 賞与・退職金は支給しません。

8 社会保険

健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金保険

9 郵送先及び連絡先

〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目3番21号（藤浪ビル7階）

大阪外環状鉄道株式会社 総務課 TEL 06-4707-0201

10 個人情報の取扱い

応募書類については、選考過程の検証のため、大阪府及び大阪市へ提出することがあります。その場合は検証終了後、直ちに廃棄します。

応募者の個人情報については、当社並びに大阪府及び大阪市において厳重に管理し、選考及び検証以外の目的に使用することはありません。

添付資料

鉄道事業法 抜粋

(欠格事由)

- 第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。
- 一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

会社法 抜粋

(取締役の資格等)

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
 - 二 削除
 - 三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第百九十八条第一項第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 第2項以下省略

別紙様式

代表取締役候補者 応募申込書

免許・資格	
年	月

私は、代表取締役候補者に応募します。

なお、私は、実施要領に掲げてある応募資格をすべて満たしており、この申込書の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

氏名（自署） 印

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

課題レポート

氏名 :

【テーマ】

「当社の今後の役割並びに課題とその対応方針」

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

「監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項」に係る同意書

大阪市退職者が役員に採用された場合における次に掲げる事項のすべてについて、採用された大阪市退職者である応募者については退職者指針規程第9条第1項、当該大阪市退職者以外の応募者については同条第2項の規定に基づき、あらかじめ本人である応募者の同意を得ておくこと。なお、同意が得られないときは、応募を受け付けないこと。

(ア) 大阪市退職者が役員に採用されたときは、退職者指針規程第3条第7項の規定による報告として、応募者の個人情報のうち、役員に採用された大阪市退職者にあっては、その氏名、年齢（当該大阪市退職者の役員としての任期の途中に退職者指針規程第5条第1項の規定（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。（5）のアにおいて同じ。）による期限が到来する場合に限る。）、大阪市を退職した時の所属及び補職並びに選考過程における評価に関する情報が、当該大阪市退職者以外の応募者にあっては、選考過程における評価に関する情報を特定の個人が識別されないよう加工したものが、それぞれ大阪市に提供されること。

(イ) 大阪市に提供された(ア)記載の情報は、条例施行要綱第11条第1号の規定に基づき大阪市により公表されるとともに、退職者指針規程第3条第8項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会に提供され、同委員会において自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、その内容について調査審議されること。

(ウ) (ア)記載の情報のほか、大阪市退職者が役員に採用された場合において大阪市が当該大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、退職者指針規程第8条第4項の規定に基づき、応募者の個人情報である応募書類その他の応募に関する情報及び選考書類その他の選考に関する情報（以下「応募・選考情報」という。）が大阪市に提供され、大阪市外郭団体評価委員会において退職者指針規程第3条第8項の規定による調査審議の一環としての検証に利用されること。

(エ) 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者に関するものについては、条例施行要綱第11条第1号の規定に基づき公表されること。

(オ) 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者以外の応募者に関するもの（特定の個人が識別されるもの及び特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）については、大阪市が自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の透明性を確保するために必要と認めるときは、条例施行要綱第11条第2号の規定に基づき大阪市により公表されること。

*本留意事項は、大阪市退職者以外の応募者にも適用されます

「監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項」2-（1）ークに記載の上記事項につき、同意します

令和 年 月 日

氏名（自署）

監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項

2-(5) 選考基準等の報告に当たっての留意事項

ア 役員に採用した大阪市退職者が当該役員としての任期の途中に退職者指針規程第5条第1項の規定による期限が到来することとなるときは、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく選考の結果の報告として、その旨を報告すること。

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱

第11条 総務局長は、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するため、毎年度、各監理対象団体の次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 本市退職者に関する指針の定めるところに従い本市退職者に関し監理対象団体から報告を受けた事項(本市において公表され又は公表することが予定されている事項及び大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第7条の規定に照らして公表することが適当でないと合理的に認められる事項を除く。)
- (2) その他本市退職者に関する指針の定めるところに従い監理対象団体から報告を受けた事項であって、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するために必要と認める事項

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程

第3条 監理対象団体は、役員及び従業員の採用に際して本市退職者を選考の対象に含めるときは、公募による選考により採用する者を決定するものとする。

7 監理対象団体は、本市退職者を役員に採用したときは、速やかに選考委員会における選考基準、選考の経過及び結果並びに当該本市退職者を役員に採用した理由(当該本市退職者が選考委員会の選考結果と異なる者である場合に限る。)を本市に報告するものとする。この場合において、役員に採用した本市退職者が他の監理対象団体の役員を兼ねることとなるときは、当該他の監理対象団体の役員を兼ねることによって当該監理対象団体の役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがない理由を明らかにするものとする。

8 本市は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を評価委員会に報告するものとする。この場合において、評価委員会は、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、当該報告の内容について調査審議し、意見を述べるものとする。

第5条 監理対象団体は、本市退職者である役員を当該役員が65歳に達する日の属する事業年度に関する定時株主総会、定時社員総会若しくは定時評議員会の終結の時(地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社にあっては、65歳に達する日以後のその任期が満了する日)を超えて在任せないものとする。

3 次に掲げる職員であった本市退職者である役員及び従業員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「65歳」とあるのは「本市を退職した時に退職に係る定年とされていた年齢に5年を加えた年齢」とする。

- (1) 令和5年3月31日までに本市を退職した職員であって、大学教員など本市を退職した時に退職に係る定年が60歳とされていなかったもの
- (2) 医師及び歯科医師

第8条 監理対象団体は、毎年度、本市の求めに応じて、次に掲げる事項を本市に報告するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、監理対象団体は、本市が本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の適正性を確保するために必要があるとして報告を求めたときは、速やかに求められた事項について報告書を作成し、必要に応じて関係書類その他の当該求められた事項に係る事実を証明することができる書面を添付してこれを本市に提出するものとする。

第9条 監理対象団体は、本市退職者である役員及び相談役、顧問等並びに顧問契約等を締結した本市退職者の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。以下この項において同じ。)が、この規程の規定に基づき本市に提供され、本市において施行要綱第11条の定めるところに従い公表されることについて、あらかじめ、当該個人に関する情報の本人である本市退職者の同意を得る手続をとるものとする。

2 前項に定めるもののほか、監理対象団体は、第3条から前条までに規定する事項を着実に行うために必要な規程の整備その他の措置を講ずるものとする。